

## 第19回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究普及課

# 第19回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成17年2月25日（金）

会場：農林水産省共用第1・2号会議室

時間：13：00～14：48

## 議 事 次 第

1．開 会

2．議 事

（1）林野分科会長の選任について

（2）林野分科会長代理の指名について

（3）第7回農林水産省独立行政法人評価委員会について（報告）

（4）平成15年度における農林水産省独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（報告）

（5）独立行政法人緑資源機構の役員の退職に係る業績勘案率について

（6）独立行政法人緑資源機構の長期借入金等について

（7）評価基準の見直しについて

（8）その他

4．閉 会

午後 1時00分 開会

平野研究普及課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

本日は、委員の改選後初めての林野分科会となります。本来ですと分科会の進行は分科会長がやられるわけですがけれども、分科会長が選出されますまでの間、私の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議の成立についてでございますけれども、現在のところ、評価委員7名のうちの6名、それから専門委員8名のうちの6名の方が出席されておりますので、農林水産省独法評価委員会令第6条第3項によりまして、本日の分科会は成立いたしております。

次に、2月14日付の委員改選において、新たに独立行政法人評価委員会委員もしくは専門委員に任命され、併せて林野分科会委員もしくは専門委員に指名されました方々をご紹介します。

なお、引き続きご就任いただいております先生方には、資料1の名簿をもちましてご紹介を省略させていただきます。

まず、新しい委員でございますけれども、国立大学法人岩手大学教授、岡田秀二委員でございます。

岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

平野研究普及課長 次に、専門委員といたしまして、埼玉県農林総合研究センター森林研究所森林機能担当部長の崎尾均専門委員でございます。

崎尾専門委員 崎尾です。よろしくお願いいたします。

平野研究普及課長 同じく、専門委員でございますけれども、住空間工房代表の早坂みどり専門委員でございます。

早坂専門委員 早坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

平野研究普及課長 以上の方々でございます。

次に、資料の確認を事務局からいたします。

事務局 お配りいたしております資料につきましては、資料一覧、そして参考資料一覧のとおりでございます。欠落がございましたら、会議の途中でも結構ですのでお申し出いただきますようお願いいたします。

平野研究普及課長 それでは、議題に入ります。

議題1は分科会長の選任でございます。分科会長につきましては、農林水産省独立行政法人

評価委員会令第4条の規定により、委員の互選によりお決めいただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

井原委員 木平委員に引き続きお願いしてはいかがでしょう。

平野研究普及課長 ただいま木平委員にというお声がございましたけれども、いかがでしょう。

(「異議なし」の声)

平野研究普及課長 ご異議ないようでございますので、木平委員に分科会長をどうかお引き受けいただきたいと存じます。

また、この後の議事進行につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

木平分科会長 皆様方からご推薦をいただきまして、分科会長をお引き受けさせていただきます。皆さんの協力によりまして運営してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題2の分科会長代理の指名です。これについては農林水産省独立行政法人評価委員会令第4条第3項の規定によりまして、分科会長代理は分科会長が指名することになっております。

それでは、分科会長代理に有馬委員をお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、議題3に進みます。第7回農林水産省独立行政法人評価委員会について、事務局の方からご報告をお願いいたします。

事務局

2月14日に行われました第7回農林水産省独立行政法人評価委員会についてご説明させていただきます。

まず、委員の改選に伴いまして、委員長の選任、委員長代理の指名が行われました。資料2の1ページの方に委員名簿がついております。委員長につきましては引き続き松本委員が選出され、委員長代理につきましても木平委員が引き続き指名されたところでございます。

次に、資料3ページからでございます。中期目標期間終了時の見直しにつきまして、昨年12月24日に開かれまして行政改革推進本部の議を経まして、4ページにございます農林水産省所管10法人について見直し内容を決定したところでございます。

見直し案決定に至るまでの経緯につきましては、昨年8月末に評価委員会からいただいた意見を踏まえまして、見直し素案を総務省等に提出し、9月末に前倒して検討を行う10法人が決

まったところでございます。

林野庁所管では、森林総合研究所が該当いたしました。この10法人について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、また独立行政法人に関する有識者会議からのヒアリングが行われました。この際、組織の統廃合を行うべき、また非公務員化すべき等の厳しい指摘がなされたところでございます。これらの指摘を踏まえ検討を行った結果、農業者大学校の事務事業を廃止し、これまで担ってきた担い手育成を目的とする事業を農業・生物系特定産業技術研究機構に移管するとともに、先端的農業技術を直接学べるようにすること。次に、農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所及び食品総合研究所の3法人を統合すること。また、さけ・ます資源管理センターと水産総合研究センターを統合すること。最後に、見直しを行う法人の非特定化等が決定されたところでございます。

森林総合研究所の見直しにつきましては、資料の18ページから19ページにございますように、組織の廃止や統合等、また事務事業の廃止等の大きな見直しについては指摘されなかったところでございますが、試験地等の合理化の検討、アウトソーシングによる事務事業の一層の効率化等を行うことを決定しております。

また、非特定化につきましては、昨年8月の閣議決定におきまして特定独立行政法人についてその業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該独法を特定独立行政法人以外の法人とするとされたことを受け、各法人の業務を公務員でない者が担った場合に想定される具体的問題点について総務省等に説明を行ってまいりました。

これにつきましては、独立行政法人通則法を所管いたします総務省から研究開発教育関係法人については非公務員化により国民生活に直接支障が生じるかなどの観点及び民間を含めた人事交流を促進する観点から、すべて非公務員化するとの考え方が示されるとともに、当方から示した非特定化した場合の具体的問題点に対して、非公務員化しても運用の中で対応が可能であるとの見解が示されたところでございます。

このような経緯を踏まえまして、最終的に農林水産大臣として非特定化をすることを決定したものでございます。

また、見直し案の決定の際に、独立行政法人評価委員会に意見を伺いました際に、26ページから27ページにございますように、委員会から附帯意見が提出されました。来年度につきましては、林木育種センターの見直しも控えており、また今後とも委員、専門委員の皆様の意見を伺いながら、また意見を踏まえ、適切に進めてまいりたいということでもよろしくお願ひいたし

ます。

以上が第7回独立行政法人評価委員会の報告でございます。

木平分科会長 ありがとうございます。今のは報告でございますが、何か質問があればお受けいたします。

特段ご質問がなければ、この報告はお伺いしたということで、次の議題に進みたいと思います。

議題4、政策評価独立行政法人評価委員会からの意見について、これについて事務局からご報告をお願いいたします。

事務局 平成15年度における農林水産省独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見についてご報告いたします。資料3にございます。

政独委から15年度評価についての意見は、見直し対象法人となりました森林総研を除く林木育種センターと緑資源機構について出されております。林木育種センターにつきましては来年度中期目標期間終了時の検討が行われることを視野に入れ年度評価を行うようにという意見がございました。また、緑資源機構につきましては、昨年が初めての年度評価でございましたが、政独委から評価に対する意見は、地方出先機関の実績等を把握、分析した上で評価を行うこと。また、水源林造成事業の評価に当たっては、政策コスト分析の更なる活用を図るなど採算性の観点も踏まえつつ評価を行うこと等の意見がございました。

両法人とも必要な資料の入手に努め、16年度評価をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

木平分科会長 はい、ありがとうございます。

それでは、今のご報告についてご質問があればお受けいたします。

どうぞ。

古田専門委員 先程の見直しの関係ですが、非公務員化を進めるように農林水産大臣がお決めになったというふうにお聞きしてよろしいんですか。

事務局 はい。

古田専門委員 そうですか。それはいつからそういうことに。

事務局 次期中期目標期間開始時ですから、18年4月1日以降ということになります。

古田専門委員 ありがとうございます。

木平分科会長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、今のご報告を伺ったということで、次の議題に進みますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題5、独立行政法人緑資源機構の役員の退職に係る業績勘案率について、ご説明をお願いいたします。

事務局 これから、緑資源機構の方から役員の退職金の算定に係ります業績勘案率というものの算出について説明させていただきわけでございますけれども、その前に、これまでの業績勘案率に関連します経緯等につきまして、改めて簡単に説明させていただきたいと思っております。

平成15年12月に「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」というものが閣議決定されております。これが、法人の役員の退職金の算定に必要な業績勘案率というものを評価委員の皆様にご決定していただく根拠ということになります。

役員の退職手当については、平成16年以降の在職期間について1月につき俸給月額額の100分の12.5、これを基準といたしまして、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする算定の考え方が示されてございます。

また、評価委員会は業績勘案率の決定に当たりまして、あらかじめ総務省のいわゆる政独委に通知する。総務省の政独委は各府省の評価委員会に意見を述べるができることとなっております。

今回は、この総務省の政独委に通知する業績勘案率の案を決めていただくこととなります。

次に、総務省の政独委が各府省の評価委員会から業績勘案率の通知を受けた際に、これに対して意見を述べるときの方針というものが昨年7月に政独委の独立行政法人評価分科会の方で決定されております。

大まかな内容といたしましては、業績勘案率はまず1.0を基本とするということ。それから、1.0を超えるような場合などにおきましては、客観性の確保ですとか、法人等の業績の反映重視、これを基本に厳しく検討を行うことというようなことが掲げられているわけがございます。

そのような中で、昨年8月に農林水産省独立行政法人評価委員会、いわゆる親評価委員会におきまして、業績勘案率の算定方法等が決定されております。

内容的なものとしたしましては、まず、算定方法といたしまして、1つに退職役員の在職期間に対応する年度の業務実績評価（いわゆる年度評価です。）をもとに、ある意味で機械的に算出した率を基本業績勘案率とするとされております。その算定式ですけれども、緑資源機構の評価に当たっては、ウェイト付けを行っておりますので、中期計画の中項目の評価に着目いたしまして、その評価、評定がAの場合は1点、Bの場合には0.7点、Cの場合には0.25点、を与えまして、そのウェイトも勘案しながら算出していくというものでございまして、例えば

すべての中項目の評価がAであれば、基本業績勘案率が1.0というような算式になってございます。

それから、この基本業績勘案率に当該退職役員の在職期間に係るいわゆる法人の特別の業績ですとか、あるいは当該役員の個人の業績、こういったものも勘案して業績勘案率を決めていくという形になってございます。

それから、手続的なものとしたしましては、1つは、まず、退職した役員に係る業績勘案率の決定につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会から、各分科会に議決権が委任されているということ。

それから、役員の退職者が出た場合には、まず法人が評価委員会へ業績勘案率の決定に係る申請を行い、その際に基本業績勘案率を示すとともに、個人業績等がある場合には根拠を示す資料をつけるということ。さらには、分科会で検討した業績勘案率を総務省の政独委に通知し、政独委の意見を踏まえて農林水産省独立行政法人評価委員会が最終的に業績勘案率を決定するということが手続的なものとして掲げられております。

この規定の適用時期としたしまして、平成16年1月以降の退職役員の退職金から算定するとされております。

これまでの経過なり算定の考え方は以上でございます。これに基づきまして、今回、緑資源機構の方で算定されました業績勘案率の案を、引き続き法人の方から説明いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

山野理事 緑資源機構の山野でございます。説明させていただきます。

それでは、資料の4をお開きいただきたいと思っております。今回の役員退職に係る業績勘案率の算定の申請書でございまして、こういう形で緑資源機構から評価委員会の方に申請させていただいております。

中身でございます。今回の業績勘案率、退職者の氏名でございますけれども、A氏でございます。担当の役職は理事でございます。在任期間は平成15年10月1日、これは緑資源機構が独立行政法人になった日でございます。10月1日から16年3月31日でございます。職務は経理担当でございます。今回申請に係ります業績勘案率については、1.0ということで申請したいということでございまして、その算定に当たりまして勘案した事項でございます。

まず、基本業績勘案率でございます。これは1.0でございます。これは先ほど林野庁から説明ございましたように、退職者に係りまする在職期間に対応する年度の業務実績評価に基づきまして一定の算式、機械的に算出するというところでございまして、これにつきましては、次のペ

ージに業務実績評価、これは、昨年当委員会で評価していただいたわけでございます。

中項目というのが右から3つ目の欄でございますけれども、中項目についてすべて昨年の評価はa評価ということになってございまして、したがって今回の申請に係ります基本業績勘案率につきましては1.0ということでございます。

そのほかに法人業績を勘案して加算する率につきまして、その2段目の欄でございます。これにつきまして、ただいまゼロということをお願いしております。これはただいまも申し上げましたように、業務実績の評価につきましてはa評価を受けたところでございますけれども、15年度は独立行政法人化1年目ということございまして、おおむね順調に達成できたところでございますけれども、今回評価の対象となる期間は3ヶ月と短いことから法人業績を勘案して加算するまでに至らないと判断したということでございます。

在職期間は10月1日から16年3月31日までの間の半年ということになっておりますけれども、先ほどの閣議決定からこの規程が適用されることになっておりますので、評価の対象となる期間は16年1月から16年3月31日ということでございます。いずれにしましても期間が3ヶ月と短いということで、勘案して加算するまでに至らないと判断して加算率はゼロということでございます。

その一番下の欄に個人業績を勘案して加算する率ということでございます。これも同様にゼロということをお願いしております。これにつきましても、当人は経理担当ということございまして、その欄の1、2、3に書いてございますように、経理部門において一生懸命やったということで評価につきましてはa評価を受けたわけでございますけれども、先ほどの法人業績勘案率と同じでございます。今回の評価の対象となる期間は年度末の3ヶ月ということございまして、個人業績を勘案して加算するまでに至らないと判断いたしまして、加算率はゼロということでございます。

そういうことございまして、基本業績勘案率が1.0、法人業績勘案率、個人業績勘案率がそれぞれ0.0ということで、業績勘案率全体として1.0ということで今回申請したところでございます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

木平分科会長 ありがとうございます。

ご説明いただきましたA氏の業績勘案率について、皆さんからご意見をお願いいたします。

新しい委員で、前のいきさつについてのご質問もあればお受けいたします。

木平分科会長 はい、どうぞ。

古田専門委員 勸案率そのものではないんですけども。去年の3月31日でおやめになっているわけですね。それなのに今日審議をやっているわけですね。実際に退職金の支払というのはどのようにになっているのかが知りたいんですけども。

山野理事 ここでご決定いただき、政独委の方に通知をした上で、そこでお認めいただいてこちらに通知があれば支払うということになっておりますので、今のところまだ業務勸案率が定まっていないため支払っておりません。

古田専門委員 そうすれば、おそらく施行になる前から役員をやられていたと思いますけれども、その部分の扱いはどのようにになっているのか。

山野理事 そちらの方は特殊法人時代のものと同様に扱うということで、独法になりまして1月1日以前は従来の退職手当規程によってやっておりますので、従来の規程に基づきまして支払っております。

木平分科会長 よろしいですか。これは手続の時にもそういうご質問があったと思います。退職金の支払いについては、1月以降の部分は、待たざるを得ない。しかし、それ以前は従来の方式で計算されて支払われるということです。

小林委員 これは退職手当の業績勸案率の検討のときに十分議論になったところだと思うんですけども、法人業績を勸案して加算する率と、個人業績を勸案して加算する率の算定についての違いがどこにあるのかというのが説明としては十分ではないのではないかとこのように考えております。

というのは、経理担当理事ということで個人業績を勸案して加算するというところの3行目に、「経理部門に係る事項の責任者としてその達成のため先頭に立って取り組んできたものである」と書いてございますが、それを個人業績の説明というふうにとらえた場合、それで十分なのか。法人業績と個人業績はどうやって評価するのかということが従前から問題にされていたところでございますが、これが一番最初のケースでございますので、個人業績という部分でどの程度の説明があるのかということについて、この説明で十分と法人ではお考えになっているのか、それともこれは3ヶ月であるのでこの程度の記述しかできないというふうに考えていらっしゃるのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

山野理事 今回は、初めてのケースでございますので、やや試行錯誤の面もあろうかと思えますけれども、基本的に法人業績の考え方と個人業績の考え方につきましては、先ほど林野庁から説明いたしましたけれども、法人業績の考え方ということについては事例といたしまして、

サービスの質を低下させることなく、大幅な経営の効率化を図った、大幅な経営改善を行った、一般管理費の低減化を行ったなどが1つの目安といたしますか、例とさせていただきます。

それから、個人業績の考え方というものにつきましては、プラスの評価となるのは、退職役員のイニシアチブの下で経営の効率化、サービスの質の向上、研究成果等に係る具体的目標に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、その中の中心的な役割を果たして、あるいはコーポレート・ガバナンスを導入したりというようなことが例として掲げられております。率直に申し上げまして、例示にはわかりやすいものが掲げてありますが、実際はやはり仕事、業務に付随したものとなってきますので、その辺をどのように判断していくのが難しい部分がございます。そういう意味で試行錯誤しながら今回こういう形で示させていただいたということでございます。

とりわけ、私どもの法人は公共事業を執行する機関ということございまして、いわゆる試験研究機関的なところと若干違っておりまして、試験研究機関であれば例えばいろいろな特別な業績を上げること。例えば特許をとるなどいろいろな目に見える形でのものがあるかもしれませんが、私どもは組織として公共事業を円滑に執行するというような形の中でやっております。そこのところが他の機関と比べてうまく峻別できるかどうかということについては、これは事例を重ねながらやっていくしかないのかなということでございますけれども。

木平分科会長 どうぞ、ご意見があれば。

崎尾専門委員 基本業績勘案率の中に法人と個人、今の話であるんですけども、その法人と個人の勘案率の中での比率とかというのは、これは何か決められているんですか。

山野理事 現段階では決められておりません。

崎尾専門委員 決めていないですか。

山野理事 はい。

崎尾専門委員 それと、基本業績勘案率ということで数式がありますけれども、これでいきますと基本的に最高の場合が1.0になるわけですね。1.0以下についてはきちっとした数式で出てきますが、1.0から2.0の間というのは数式化されていないことから、要するに客観的に把握できないわけですね。今回初めての事例なので、今後その辺を検討されていくと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えなんですか。

事務局 これを決定した農林水産省独立行政法人評価委員会（親評価委員会）の中でもいろいろ議論があったように聞いております。例えばAの上といたしますか、Sというものを業務実績の年度評価の中で設け、それに例えば1.0以上の点数を与えるべきじゃないかといったご議

論もあったやに聞いております。つまり、そういうことも視野に入れて、現在の農林水産省の各法人の評価基準はA、B、Cの3段階を基本としておりますが、これを4段階とか5段階にした方がいいのではないかなというようなことです。

法人に対してインセンティブを与えるという意味でやはりSの規定があった方がいいのではないかなということ、これが主な考え方ですけれども、加えて業績勘案率をなるべく客観的に数値化する中で1.0以上の世界ができるようにすることも視野に入れて、後ほど評価基準の見直しについてご提案させていただきたいと思っております。

木平分科会長 よろしいですか。現在の制度では1.0が上限で、その後は数式ではなくて、いわゆる判断をもって加点あるいは加算、減算するという制度になっているわけです。

小林委員、先ほどの個人業績と法人業績、何か意見があれば。

小林委員 はい。ほかの委員の方々からもご意見をいただきたいところなんですけれども、この分科会として理事の業績勘案率をこのように考えたいという、結論的には問題はないと思いますが、その結論に至るまでの法人業績と個人業績の考え方ですよね。基本的に個人業績をどのように判断するのかという非常に難しい問題であり、先ほどの事例等がございましたけれども、立ち上げのときの3ヶ月間というところでどのように評価のクライテリアを具体的に抽出するのかということは非常に難しいことかとは思いますが、個人業績についての説明としては、やはりこれでは不十分と言わざるを得ないのではないかなと思います。

つまり、個人業績をゼロにするんだということの根拠ですね。下の方に、「新たな会計制度等の定着など一定の業績は認められるところであるが」と書いてございますけれども、どの点をとらえて個人業績の判断基準とするのかということを確認に記述すべきであるのではないかなと私としては考えております。

木平分科会長 はい。機構からの個人業績のゼロとした理由について、特に一番最後の4行について、もう少し明快に説明が必要なのではないかなというご意見です。

ほかの委員の方から何かあればお願いいたします。

佐藤専門委員 研究機関が実施する業務と違って、組織で動いている場合には、個人業績の評価というのは、普通は成り立たないのではないかなという感じがします。常にゼロじゃないかなと思いますけれども、よほど特許を取ったとか発明をしたとか、そういう個人の業績がない限りはなかなか難しいのではないかなという気がします。

木平分科会長 ほかに意見ございませんか。

はい、どうぞ。

惠委員 例えば、こういう独立行政法人への移行の時期で、なおかつ年度末の3ヶ月間という場合と、今後の移行し、通常走り始めた後の、例えば次年度以降の3ヶ月間というものを想定した場合の評価は、同じようにゼロというふうに考えていけるのか、その辺が特殊事情というのは勘案できない仕組みと想定しておいた方がいいんでしょうか。その辺は一切考えないで一般的に想定されることとみなすと。民間会社などでは集中して忙しい時期にしわ寄せがドツと来るといふこともあったりしますが、そういうことは法人ではないものとみなしていいかどうか。考え方の基本は、時期についてはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

山野理事 いずれにしましても政独委の方針にもありますように、法人等の実績については非常に厳しく検討を行うこと。また、個人的な業績についても法人との実績に比べて重視しすぎていないこととか相当厳しい判断が求められてくるということでございます。

立ち上がり、あるいは走り出してからにつきましては、まだそこまで想定した上での頭の整理ができていないんですけれども、いずれにしろ個人業績等について、先ほどの事例等もありましたけれども、相当厳しい精査が必要だろうというような感じはしております。

木平分科会長 この理由の中で、最初の1行目の、今回3ヶ月でありというのはいわば今回の特殊事情だということですね。ですから、これから後はこういうことは書かれないはずですね。したがって、これから後は担当理事の職責というものについてどのような業績があったとか、あるいはそれは特段の特別の個人の業績がないとかいうところの明快なご説明というか、理由づけをされることが必要ではないかと思えます。

今回については、最初の3ヶ月という特例ということで、私はこれでもいいのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

はい、どうぞ。

岡田委員 最終的には理事長からの文書なんだろうが、原案をつくる組織というのは部内にあるんですか。理事長が直接この文章を書くわけではないと思いますが。

山野理事 組織で動いておりますので、原案をつくる担当はおります。

岡田委員 そうしますと、それはどういう組織でどういう構成でというのは明らかになっていく方が少なくともよさそうですね。

個人の業績については、先程説明のあった事例を踏まえつつも、この方の業績は誰かがどこかで判断をするわけですね。事例はあくまでも事例ですから、極めて客観的なというそのとの間にはどうしても距離がある、乖離があるというのはやむを得ないこととなりますね。そうすると、少なくともどんな組織でどんなメンバー構成でというのがあった方がこれに対する透明

性という面では多少近づくなという感じはしますね。

大学なんかでは、直接個人評価が入ります。その場合は、法人が自己評価をして委員会で評価してもら場合と、同じパターンが個人と評価する組織の間で行われておりまして、自己がある職務に対して私はこの職務を何年間にわたってはこういう形でウェイト付けをしていますということを申告した上で、自己評価をして、それを評価する組織が評価することになります。その評価する組織もどこが評価するかというと、うちの大学ではこうですよ、Aという大学ではこうですよ、それも明確になってきています。そうすることによってかなりのレベルで透明性というのは確保されると思います。

今の場合ですと、事例に加えて、評価する組織の構成がないと、ややもすると理事長さんがそう言ったんだということになりかねず、これは対外的にもどうかなという感じはありますね。

山野理事 今回の案件は理事でございますので、その職制上の部下が本当に理事のところまで適切に評価できるかどうかという問題等もございますし、また、やはり理事長が最終的に判断することになると思います。事務的には、原案は企画調整室という全体を見渡しているセクションで考えまして、それから理事会とか理事が集まった場所で検討したというようなことでございます。最終的には理事長ということですよ。

そのところは確かに、今後、組織とか評価のあり方についても検討していかなければならないのかなという感じはしております。

岡田委員 この事例をある客観化へ多少角度を寄せるとすれば、例えば経理部門の理事の場合、あるいは事業部門の理事の場合には、少なくともこういう事例に照らしてみようというある基準をつくりましたとか、そんなことがある方が多少は近づくかもしれないですね。

木平分科会長 ありがとうございます。

それでは、これは法人としての提案なんですけれども、内部でのそういう業績評価をするときのプロセスについてのご意見があったということでお聞きいただきたいと思います。

ほかにございませんか。

井原委員 細かいことなんですけれども、この評価とは直接な関係はしませんが、何年から退職金というのは支給されるんですか。つまり、3ヶ月とか6ヶ月というそれだけの在任期間でも退職金が出ているわけですよね。だけれども、そういう短い期間で出るというのは普通は多少違和感があるわけなんですけれども、この本来の規程でいうと、1ヶ月から出るのですか、それとも1年以上とか2年以上という規程はあるのですか。

事務局 法人の役員退職手当規程上は、1ヶ月です。

山野理事 これは閣議決定にもありますように、1月につき俸給月額100分の12.5を基準とするということです。

井原委員 1月からの支払いですね。

山野理事 そのとおりです。

木平分科会長 よろしいですか。

それでは、この件については審議を終わりにして、こういう結論でよろしいでしょうか。この平成16年3月に退職された役員については業績勘案率を法人からの提案どおり1.0とするということをご了解いただけますか。

(「異議なし」の声)

木平分科会長 ありがとうございました。

それでは、法人からの提案のあったとおり、1.0ということで政策評価・独立行政法人評価委員会の方へ通知いたします。

また、その委員会から特段の意見がない場合は、自動的にこのとおり決定させていただきます。

それでは、議題6の方ですが、緑資源機構の長期借入金についてご審議をお願いします。

まず、説明をお願いいたします。

早川理事 緑資源機構の早川でございます。

お手元資料5-1並びに5-2によりまして、平成16年度の第4・四半期長期借入金及び長期借入金の償還計画につきましてご説明させていただきたいと思っております。

本件につきましては、先般、1月31日付をもちまして事務局から各委員の皆様宛に事前に資料を送付させていただいたところでございますが、その後、機構事業の年度内の事業実行の見通しを精査しましたところ、農用地総合整備事業におきまして長期借入金の繰越をせざるを得ないことが判明しました。資料5-1「平成16事業年度第4・四半期の長期借入金について」を改めてお諮りさせていただきたいと思っております。

資料の横表をご覧くださいと思います。事前資料と今回の資料の変更点についてでございますが、下線を引いてございます。農用地総合整備事業の繰越に伴いまして、その事業費の一部であります長期借入金4億円を平成17年度に繰り越すこととしたところでございます。

その結果、平成16年度の第4・四半期の長期借入金のうち農用地総合整備事業に係る長期借入金の額、当初15億円でしたが、それを11億円に変更させていただきたいと思っております。

なお、この15億円と11億円の差額4億円でございますが、台風災害の影響等によりまして事

業費の一部を繰り越したことに伴うものであります。

また、資料5 - 2の長期借入金の償還計画の変更でございますが、これにつきましては事前に送付させていただきました資料内容と変わっておりません。私からは以上でございます。

木平分科会長 はい。今のご説明について、質問なりあるいはご意見を申し上げます。

私の方から1つ。事業の進み具合とかいろいろな災害とかそういうことで事業が進んだり遅れたりすることは当然あると思うんですね。そうしますと、その都度借入金については委員会での承認を要するということが起こるわけですか。

早川整備理事 四半期ごとにこの借入金についての申請等を行っております。また、変更があればその都度ご確認いただくということになっております。できるだけこういう繰越等につきましては早い段階で状況を把握し、皆さんにお知らせするというところで処置していきたいと思っております。

どうしても事業の性格上、昨年のような台風災害等が発生した場合には、影響が出てくる場合もございます。

木平分科会長 どうぞ、ほかの委員からご意見をお願いしたいと思います。

崎尾専門委員 ちょっと基本的なことをお伺いしたいんですけれども、これらの事業で借入金を借り入れておられますけれども、償還する場合の原資は何になりますか。例えば、林道事業を行うのに借り入れて、その林道事業で何か収益が上がるんですか。

早川理事 林道事業は事業を実行した後、地元の受益者や道県から徴収する賦課金、負担金が償還の財源になっております。

それから、造林の関係でございますが、これは投資している段階では収入が出ておりません。将来的に伐採したときの収益をもって償還に充当していくということになっております。

そのため、現在まだ収益が出てございませんので、借り換え等の処置で対応しているという形でございます。

崎尾専門委員会 造林の場合、例えば30年とか40年サイクルで伐採されるんですか。

早川理事 現在いろいろ公益的機能を高めるということで、その伐採の時期が長くなってきておりまして、現段階では私どもの行っている水源林造成事業はまだその主伐というところには至っておりません。

崎尾専門委員 伐期は何年ぐらいを今考えておられますか。

早川整備理事 それぞれ標準伐期齢ということで、各地域ごととか樹種とかそれによって違いますけれども、公益的機能の発揮を目的としていることも踏まえ、50年から80年位で伐採す

ることとなると考えられます。

木平分科会長 そのような仕組みで機構は造林をやってきておられるわけですよね。それは、県レベルの林業公社等においても同様の仕組みでやってきてそれが続いているんだけれども、実態としては木材の価格が低迷している中、本当にこういうことが健全かどうか、借入金が増大していかないかどうか検討が必要になってくるのではないかと私も思っております。

小林委員 特に意見があるというわけではないというか、償還計画の部分の16事業年度償還計画のところを見て、この場合の利払いというのはやはり長年の借り入れをしていたときの利率、いろいろなタイプの借り入れがあるので、それが積算された結果こうなっているということでございますよね。

早川理事 各事業年度の借り入れ利率で償還していくということになっています。その利息分でございます。

小林委員 はい。それで、非常に私なんかこれを見るとすごく恐ろしい気がするんですけども、資本コストについての意識というのは非常に重要であり、求められるところだと思うんですよ。やはり公共事業を実施し、それだけのベネフィットを受けているのか、政策コスト分析等も使ってと総務省の方からも言われているところでございますけれども、長期借入計画というのについてのいわゆる戦略的なマネジメントというんでしょうか、借り入れが適性なのかどうかということも含めて資金調達に関する緑資源機構としてのベネフィットについても勘案した戦略計画というようなものが今後より一層求められるという、そういう時代になってくると思いますので、その辺を考慮いただけますようお願いする次第です。

早川理事 財投につきましては、特殊法人整理合理化計画において、国の方からできるだけ財投の抑制を図る旨指摘を受けているわけですが、私どもも既に3年前から財投機関債、自己資金の調達というものを行ってまいっております。

また、平成14年度以降の植栽分に係る経費は全額補助金で措置していただき、段階的に財投の世界から脱却していく方向で進んでいるところです。

林道の方は先ほどもお話ししたように、仕組みとして収支バランスをとったシステムになっておりますので、今後とも適切に対応していきたいと考えております。

木平分科会長 はい、どうぞ。

井出専門委員 本来の借入金の額の変更ですけれども、工事が遅れたことで発生したということなんですけれども、遅れた工事というのは何がどのくらい遅れるとこういうふうになるのかという根拠がよくわからない。少し説明をしていただければありがたいなと思います。

早川理事 財投に係る繰越につきましては、農用地総合整備事業で出てきております。この繰越の内訳でございますが、全体で24億ほどの繰越が予定されております。そのうち、財源の内訳としまして借入金が4億ということでございます。全国的には、現在実施している事業のうち6区域において繰越が生じるということでございます。

1つだけ事例を挙げますと。昨年台風23号の際に、委員の先生方もご承知だと思っておりますが、京都で川が氾濫してバスの上に乗客の皆さんが退避されたことについて記憶があると思っております。あれは京都の南部ですが、そのところで南丹区域の農用地総合整備事業を行っております。それで、今、お話ししましたように、当時あれだけの水が出まして、農用地総合整備事業を実行している工事用の道路(町道)なのですが、それが災害を受け崩壊等が発生したことに伴い、その後しばらく復旧作業に相当時間がかかったということで、その影響を受けまして、いわゆる工事用道路が使えないという状況から、工事をその間中断せざるを得なかったというような影響が出て、17年度へ一部繰越しをせざるを得ないというような事例でございます。

その他地域においても、類似ケースから繰越が出ておりますが、先ほど来お話ししているように、昨年は非常に台風災害による事業への影響というものが多く見られております。

井出専門委員 こういう状況というのは昨年の特殊な事情ということで例外的なものと認識してよろしいんですね。

早川理事 そのとおりです。昨年というか16年度はそういうことで金額的にはちょっと例年より多い感じで繰越が出てきているという状況でございます。

木平分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、是非こういった事業実行に伴うことで必要なお金を借り入れられるということについては、このご報告のとおりだと思えますけれども、そういった事業をされる量と借りられるお金と、その返還について、長期的な展望を持ったものをこれからこの委員会に説明していただきたいというのが、小林委員の発言の趣旨だと思います。

内容自体については、今、ご説明あったように、これはこのとおりだと理解しております。

それでは、これについて長期借入金とその償還計画につきましては、この委員会としては異議がないということで結論させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。

それでは、最後の議題ですか、「評価基準の見直しについて」説明をお願いいたします。

事務局 評価基準の見直しについてご説明いたします。資料の方は6でございます。

これまで農林水産省の独立行政法人評価委員会の各分科会が設定しております各法人の評価基準につきましては、3段階の評価を基本としていたところでございます。しかしながら、他省所管の独立行政法人の評価基準は4段階以上でもあり、また現状の3段階評価では達成目標以上の改善努力に対する評価が結果としてなかなか見づらいという面がございます。

今回、見直しということで、S、A、B、C、Dの5段階として法人の更なる努力を引き出すインセンティブを与えてはどうかという提案でございます。

評価基準の考え方といたしましては、中期目標期間を通して経年比較を行うということを考慮いたしまして、評価単位の評価以上の評価項目について、Aの中にその上位評価としてS、Cの中にその下位評価としてDを置く5段階とするというものでございます。

このことから、A評価の項目につきましては、それぞれの達成率のほか、その他の要因を分析して必要に応じてAの中にS評価とする。また、Cの中に同様に要因等を分析した結果も踏まえ、必要に応じてDとすることができるものとしてございまして、また、評価シートにはSもしくはDと判断した場合につきましても、その判断した理由を明記するものとしてございます。

また、この5段階評価につきましては、評価単位以上の項目について対象とすることといたしまして、一番下にございます法人の自己評価である具体的指標については、そもそも項目立てがかなり細分化されております。これにつきましては現行どおり3段階で行いたいと考えております。これにつきましては、林野分科会所管の3法人ともその方向で見直したいと考えております。

また、次に、2ページ目の2のところ緑資源機構の評価基準のウェイト付けのことを書いてありますが、これにつきましては担当の方からご説明させていただきます。

事務局 今のSなりDを置くというのは緑資源機構も研究独法も同じように措置をしたいということでございます。これからご説明しますのは、緑資源機構の評価基準のみの見直しの案でございます。

昨年の年度評価の際に、緑資源機構の評価基準につきまして、大項目第2の中に中項目といたしまして、それぞれの機構の行っている事業があるわけですが、そのうち水源林造成事業ですとか、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業というウェイトが2になっている事業がございます。それぞれ事業は3つずつ評価単位がございまして、合計9つの評価単位があるわけですが、この9つの評価単位のうちいずれか1つでもb評定となってしまった場合に、緑資源機構の場合はウェイトを置いて算式で計算していきますので、自動的に総合評価も計算だけで

いけばすぐBになってしまうというような状況になっているということで、評価に当たって若干バランスを欠くのではないかとご議論がございました。

このことを踏まえまして、事務局で検討させていただきました案が、資料6の一番最後のところに新旧対照表として示させていただいてございますように、先ほどのウェイト付けにつきまして、特にそれぞれの水源林造成事業、林道事業、それから特定中山間保全整備事業も同じような構成になっております。それから、農用地総合整備事業、この4つの事業の中に3つずつ、小項目、いわゆる評価単位がございまして、これまで全部1、1、1のウェイト付けとしていたところですが、特にそれぞれの事業の実施手法の高度化のための措置につきましては、これはまさに緑資源機構が実際に行う事業なり取組みの主たる部分であるというような考え方で3というウェイトに改めてはいかがかと考えてご提案をさせていただきたいと思いません。

木平分科会長 それでは、最初の方は3段階評価を5段階評価にするということ。それから、後半の方では緑資源機構についてのウェイト付けの変更が主な変更点のご提案です。これについてのご意見をお願いします。

はい、どうぞ。

井原委員 確認みたいなものですが。この緑資源機構のウェイトの変更はこの方が非常にありがたいと思います。昨年1個でもBになるともう全体もBになるということで、非常にバランスが悪いと感じておりました。このようにしていただくとありがたいと思います。

これは結局分母が増えるということで、どこかを減らしたということはないわけですね。このウェイトの1から3になったのは。

事務局 どこか減らしたということはありません。この3つの1、1、1を1、3、1の重み付けにしたということでございます。

井原委員 はい、わかりました。

木平分科会長 はい、どうぞ。

井出専門委員 ただ、1、1、1にしたときにも相当議論をしたと思うんですね。

事務局 委員ご指摘の部分は、昨年、大項目のウェイト付けについて、1、3、1、1にするのか1、5、1、1にするのかという議論がございました。これにつきましては、若干さしかけの部分はあろうかと思いますが、一応1、3、1、1でやらせていただくこと。それから、1、5、1、1というようなウェイトで算出してみるということで昨年はやらせていただいたというふうに認識しております。たまたま15年度の評価ではすべてa評定でしたので両方比

べる必要がなかったというようなことであり、16年度の年度評価につきましてもその辺のご議論もまたしていただく機会もあるかもしれません。

井出専門委員 ウェイトを2でなく3をご提案になる理由というのはどういうものですか。

事務局 なかなか2か3かというのは合理的にもしくは客観的に説明するのはなかなか難しい部分があるんですけども。2だと結局バランス上、従来のウェイトの場合と大きな違いがないことになってしまいます。法人の行う業務や取組みの主体の部分だということで3にすることが重みづけしすぎるとは思っておりません。

崎尾専門委員 よろしいですか。

木平分科会長 どうぞ。

崎尾専門委員 今回のウェイト付けなんですけれども、小項目の中で1とか3とかウェイト付けするというのはかなり無理があるのではないかなという気がするんですよ。それで、小項目の下の具体的指標の中になんか内容の違った、例えば水源林造成事業であつたらその木材利用関係とか造林技術とかかなり内容の違った項目があるんで、ウェイト付けするよりも逆に小項目を増やして1つ1つをきちっと評価した方がいいのかなという気がしたんですけども。

事務局 事務局の中での検討に当たっては、実はその部分も検討したところでございますけれども、4つの事業につきましては、小項目の部分は基本的には同じ重点化と高度化とコスト縮減というのが、特定中山間保全整備事業は若干違いますけれども、同じ小項目が並んでおりまして、そういう中で真ん中の高度化のための措置というところの取組みを見てみると、事業ごとに具体的指標の内容が異なるため、各事業統一した考え方で3つに細分することは難しいと判断し、ウェイトの方の変更でいかがかなというふうに考えて提案させていただいたということでございます。

古田専門委員 よろしいですか。

木平分科会長 どうぞ。

古田専門委員 Sという評価をつけることは賛成なんですけれども、それをA評価の中からだけというところに僕はちょっと疑問を持つんですね。ともかく研究ですから、予定どおりにむしろ進まない中から次の芽が出てくる、そういうものにSを与えるということがとても大事じゃないかなと思うんですね。ですから、ずっとCばかりだけれども、とてもいい結果が出たというようなときに思い切ってSをつける。逆に、C評価になっているのは、これはこの委員会で評価単位を決めているわけですからこちらの委員会の責任ですから、これもCの中からDをつけるというのはそれはいいと思うんですけども。Sの方はAの中からということには

研究というものに合っていないような気がいたします。

木平分科会長 ほかにご意見。

では、まずウェイト付けの方の問題から少し片づけていきたいと思います。緑資源機構の評価というのは大変歴史が浅くて、とりあえずこういうことで出発してやってみたということなので、これの大幅な変更というのは、今、考える時期ではないことから、もう少しやってみた方がいいのではないかと考えております。

それで、ウェイトについて1、1、1といくか、3に上げるかということについては、特に昨年、このワーキンググループに参加された委員の方から何か意見があればお願いしたいと思いますが。

井原委員は担当されて、これの方が何かいいという印象ですか。

井原委員 そうですね、このウェイト付けでいうと、いろいろ数字を出してみたんですけども、そんなに数字上は問題ではなくて、一番やはり不都合だったのは、小さい項目が1個でもbであった場合、全体に反映されてしまうということが一番不都合というかちょっと困ったところがあったんですが、それが改善されればという気はしていますが。

木平分科会長 ほか、ワーキンググループで経験された方、いかがでしょうか。

他にご意見がないので、余り積極的にどっちがいいということとは言えないんですけども、今、井原委員の方から提案された改正案の方がより評価がやりやすいのではないかとご意見ですけれども。

いかがいたしましょうか。昨年どおりにやるか、あるいは改正案でやるか。

恵委員 ご提案の趣旨がいわゆる経年比較を行いながら、次なる努力のインセンティブを目指すという趣旨なので、ご提案がいいかと思います。さっきのSの扱いについてのみ、やはりさらに研究側のインセンティブとかそういう意味では緑資源機構だけじゃなく、森林関係の大きな使命としていろいろなことが流動的になって躍進する時期だと思いますので、そのご配慮があるとさらにいいと思います。

木平分科会長 そういうご意見がございました。

なかなか難しいところですけども、今、出ていた点でいいますと、まず、ウェイト付けの方はご提案の改正案の方がいいという意見が出されております。

古田専門委員 昨年実際に携わられた方がおっしゃっているんですから、私はそれをまず優先すべきだと思います。

木平分科会長 それでは、そうさせていただきます。

それから、S 規程については、3 段階評価から 5 段階評価への案についても、今、改正案の方がいいのではないかという意見なんです。いかがでしょうか。

どうぞ。

井出専門委員 C の評定と D の評定というのは一体どこが違うのかというのがよくわからないんですね。もう既に 3 段階評価で C というのは相当だめというふうに決めていたわけで。その相当だめなやつのもっとだめなやつを決めてどうなるのかという気がします。それは別にインセンティブでも何でもないと思うんですね。S をつけるのはいいかなと思いますけれども。

先ほど古田先生がおっしゃられたように、ずっといい成績を上げていたやつをさらに頑張りなさいといって S にするというのもあれかもしれないですけども、余りずっと調子よくこななかったやつが開花したというのに S を上げてもいいと思うんですね。だから、S については私は反対しないんですけども、なぜ下の方のさらに下をつくるかというのが、どういう意味があるのか。それはもう即やめましょうということなのか、その辺の使い方がよくわからない。

事務局 今の井出専門委員のご質問の件なんですけれども、独立行政法人通則法第 32 条第 3 項におきまして「評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。」という項目がございましたので、勧告をするような項目が仮にできた場合には D に当たるのではないかとということで D というのを一応設定させていただいております。

木平分科会長 どうぞ。

岡田委員 私も井出委員と同じような疑問で、総合評価に当たっても D が必要だろうかという、私の質問はこの点だけです。評価単位と大項目についてはそれなりにあっても仕方がないかなという面があるんですが、それが総合評価の段階で D 評価というのがあってもいいのだろうかというか。ここだけです、私の疑問、質問は。

木平分科会長 ほか、いかがでしょうか。

事務局 古田委員の話された内容ですけども、ちょっとこちらの説明が不十分だったのかもしれませんが、今回の S ですか D というのは、過去の評価において A だった中から S を出すということではなくて、一担今までと同じような考え方で A B C 評価を行いまして、その際に、A 評定になったやつについてはもう一回よくよくその評定した、例えば、具体的指標なりあるいは下の取組みの内容をよくよく見返して、結構何かすごいことやっているじゃないかというような、上に上げてもいいじゃないかということがきちんと説明できて、そういうものがあれば S の世界をつくりますよと。逆に、C 評定された中でもこれはとんでもないなど

いうものがあれば、Dの世界もつくりますよと。要は、基本はA B Cの3段階であって基本的に同じようなやり方でやる。ただし、評価によってSの世界もDの世界もつくりますよというイメージでございます。

逆にいうと、C評価がAになるというのは、これまでCだったやつがSになるというのは、これまでというのは去年というかおとしという意味ではあり得るんでしょうけれども、今年度の評価でまずA B Cで基本的にやってみて、Aの中から特段のものはSを選ぶ、CのものからDを選ぶ、こういう考え方の整理でございますので。念のためにちょっと申し添えさせていただきます。

古田専門委員 それがまずいと言っているんです。要するに、Aは計画どおり進んでいたらAなんですよね。計画どおりじゃなければBでありCである。しかしながら、計画どおりでなかった場合であっても、そこから何か次のものが生み出される可能性がそこで出たというような場合には、思い切ってSをつけるべきだということを申し上げたんです。

有馬委員 よろしいですか。

木平分科会長 どうぞ。

有馬委員 私も、今、古田先生の基本的に同じなんですけれども、やはりいろいろな評価をしていって気になりますのは、達成達成という言葉がやたらと出てくるものですから、どうもやはり目標が低いのではないかということがあるとしたらこれは非常にまずい仕組みなんです。そう考えますと、むしろ目標は本当は高くして、本当はDもある、Eもあるというのが私は本当の姿だったと思うんですけれども、今はそういうことを言うわけにはいきませんので。

だとするならば、やはりあるレベルで予想外のものが出たと、これがやはり研究の私は本質だと思うし、ブレイクスルーするところはそのからだろうと思いますので。これは私はどうもAからという表現はちょっと確かに気になりました。ただ、Sというのがありますよと、それは予定外のものが出たものをSと言うというぐらいの方がイメージとしては特に研究の分野というのはいいのではないかなと思います。だから、今、事務局のご説明は多分そうだったと私は解釈しております。

木平分科会長 ありがとうございます。Sはそういう意味で達成はもちろん、ブレイクスルーというんですかね、思わぬものがあると。それに対して特別のSを与えることは、これはみんなのご意見のとおりだと思います。

それから、CとDの問題についてはお2人の方から疑問が出ているんですけれども、私は現実としてはみんなほとんどがA、上の方の評価なんですけれども、原則としてはやはり真ん中

が中心であって悪いのもあり良いのもあるということになると思うんです。したがって私は、良いのが2つあって、真ん中があって、悪いが1つ、こういう偶数は具合がよくないということで。できましたら上が2つ、真ん中が1つ、下が2つというような左右対称じゃないんですけども、いいのではないかと。あるいは、多分ほかの分科会なんかの方でもいろいろ議論がありますけれども、多分偶数というのは出て来ないような気がするんですけども。

ほか、どうですか。どうぞ。

平野研究普及課長 参考までに、他8省の事例では6つが5段階、2つが4段階という形になっています。

Sという呼び名を使っているところが2つほどありますけれども、それがスーパーなのかスペシャルなのかそれはよくわからないんです。。

今回我々が提示させていただいた、Sの意味はスーパーだったんですけども、中期目標あるいは中期計画の評価がB、CのものでもSになり得るのではないかということにつきましては、中期目標なり中期計画は個々の研究テーマ等をくくった評価方式となっていることから、Sをいきなり与えるという概念は想定されていないと考えております。

つまり、もしB、C段階からSに繰り上げるパターンがあるとするならば、それは少なくとも総合評価とか大項目では登場しないで、評価単位レベルではあり得るかもしれないなというそういう気がいたします。その辺がございますので、少し我々内部でも総合調査しなきゃいけないなというふうに考えております。

木平分科会長 さて、今、どういたしましょうか。事務局の案を基本にして進めということにするか、あるいは一担待って4段階なりもう一度討議し直すか、どちらかの方法があると思うんですけども、いかがでしょうか。

井出専門委員 古田先生のおっしゃったような、あるいはご議論あったような特別なもののブレイクスルーがあるようなものについてSをつけるということであれば、3段階プラスSというのが正しいと思うんですね。事務局案のようにAの中で特によくやっているやつがあるということであれば、木平先生がおっしゃったように奇数にしないといけないかなということなので、その辺はどう考えるかということをしちんと決めないと議論ができないのではないかと思います。

木平分科会長 そうしますと、Sというものをスーパーとするんですか。それとも単純に5段階に分けていくと、上から。

どうぞ。

有馬委員 私はやはり一応今までのやつを踏襲するとするならば、やはりこれは大事だと思いますので、やはりSというのを1つポンとつけてみるというぐらいで私はいいのではないかなという感じがいたしますけれども。それはさっき皆さんが言われたように、違ったものが出てきたということですよ。Aの中の、要するに予想外のものなり何らかのものがブレークスルーをしているというのが出てきているというものをやるということが一番私は、余りぎくしゃくしないで済むのではないかなという印象を持ちますけれども。

木平分科会長 今、有馬委員あるいは井出委員から3段階プラス1つと、そういう方向で再検討したらどうかと、こういうご意見ですけれども。

事務局 実は先ほど業績勘案率のところの話で、今回のSを設けた背景として、いわゆる業績勘案率の世界で数値計算の中で1.0以上の世界をつくれないうのが農林水産省の評価委員会の中でも意見が出たということで、農林水産省としてそういう基本的な方向をもって検討してみてもどうかということで、今回林野分科会でも基本的には同じようにほかの分科会、水産分科会等々同じような考え方で提案を実はさせていただいているというのが1つございます。

確かに、スペシャルと言われたようなものを、それだって例えば誰か退職役員の業績勘案率に関連してくる可能性がございます。個人業績なのか法人業績なのかという議論もありますけれども。

木平分科会長 それでは、委員の意向としてSというのが非常にいいということで、そういう考え方を基準にしてもう一度事務局の方でご検討いただくということをお願いしたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

事務局の方はいかがでしょうか。

事務局 Sの意味を改めて整理しておきたいと思うんですが、やはりスペシャルではないということで、Aプラスである。つまりスーパーであるという趣旨のSを事務局としては提案させていただきたい。あくまでも中期目標あるいは中期計画というものをベースに考えていきたいというふうに考えております。

木平分科会長 それでは、今回、この委員会としてはSというものを中心にして、もう一度事務局の方から案をつくっていただいて、会議を開くことは多分時間的にできないと思いますけれども、文書なり何なりでご意見をいただいて、評価基準の改正を行いたいと思います。

なお、具体的な評価基準の改正につきましては、皆さんの大勢のご同意を得た後、分科会の会長にご一任願いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

「異議なし」の声あり

それでは、ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間をとりましたけれども、議題の8、その他について事務局の方からお願ひします。

事務局 その他についてご説明させていただきます。1つは、ワーキングチームについてでございます。資料はただいまお配りしているものでございます。既に今年度から審議に当たりましては最初に法人等から全体の説明をするとき、最終的に意見等を取りまとめていただくときはこの林野分科会を開催し、途中の第1回ではワーキングチームによる検討を行ってきていただいたところでございます。

引き続き、同様の手法で審議していただくわけですが、今回委員の改選がございますので、改めましてチーム案をお配りしたところでございます。今回委員にご就任いただきました岡田委員には引き続き緑資源機構を、宮城委員には昨年は緑資源機構を担当していただいておりますが、17年、18年度につきましては林木育種センター・森林総合研究所をお願ひしたいと考えております。また、新たに専門委員にご就任いただきました崎尾専門委員には、林木育種センター・森林総研を、早坂専門委員には緑資源機構を担当していただきたいと考えております。

以上がチームの分担についてのご提案でございます。

続きまして、次に今後のスケジュールでございます。来年度のスケジュールといたしまして、16年度の3独法の評価をお願ひすることになります。昨年同様に、6月ごろに法人からの業績について説明をいただく林野分科会を開催させていただきたいと思ひます。その後、必要に応じてワーキングチームによる検討をお願ひし、8月下旬に最終的に評価結果を取りまとめていただく林野分科会を開催したいと考えております。

また、来年度は林木育種センターの事務事業の見直し、林木育種センターと森林総合研究所の次期中期目標等の策定がございます。これにつきましては、まだ日程は確定しておりませんが、林野分科会に意見を伺うことになることを申し添えます。

以上でございます。

木平分科会長 先ほどの評価基準の改訂変更なんですけれども、これはすぐにやって、そして法人から出していただくときに既に新しい基準でもって資料をつくっていただくと、こういう考え方でよろしいですね。

それでは、ちょっと忙しいですけれども、どうぞよろしくをお願いします。

事務局 ワーキングチームを2つ設けておりますけれども、チームリーダーの方の選任をお願いできればと思います。

木平分科会長 チームリーダーの選任をいただくんですけれども。事務局から案を出してもらうということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

事務局 それでは、事務局案といたしまして、林木育種センター・森林総研チームにつきましては有馬委員に、緑資源機構チームにつきましては引き続き井原委員にお願いしたいと思います。

木平分科会長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、チームリーダーにはよろしくをお願いします。

議事録については委員の方でご了解を得た後、確定し、公開したいと思います。

なお、資料3の役員の退職手当のことについては個人名が記載されておりますが、これは個人名を特定しない表現として公表したいと思います。また、議事録の公開は林野庁のホームページあるいは文書閲覧窓口において行うことといたします。

それでは、今日はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 2時48分 閉会